



# 情報(第178号)



令和6年4月30日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階  
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: [ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp)

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画:社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

ぜんまい：繊維質が豊富、栄養価も高いという（令 6.4.20 岩国市錦町山間部にて）

## 年次有給休暇の意義とその運用

本年も大型連休の時期となりました。30 日から 2 日まで年次有給休暇（以下「年休」といいます）を取得すると 10 連休となり、これを活用して旅行、家族行事、資格取得の勉強にあてるといった方があるでしょう。

今号では、年休の意義及びその運用について解説します（私見を含みます）。



### 1 年休の淵源

元来、年休権は日照が少なく暗い冬が続く欧州で夏期に太陽を求めて長期のバカンスをとるための休暇制度に淵源を持ちます。戦前から発達した欧州の年休制度は、昭和 11 年（1936 年）の I L O 52 号条約※1 で国際的労働基準となっています（荒木尚志：労働法第 4 版-222）。

次に、西洋の社会には、キリスト教の思想に端を発した「労働は苦役」との考え方が基本にあります。アダムとイブは楽園を追放され、食べ物にありつくために苦しい思いをしながら働かなくてはならない「原罪」を償うために、労働という罰を与えられたとする否定的なイメージがつきまっています。そこから「仕事はなるべく短い時間にすませ、なるべく多くの報酬を得たほうが良い」とする近代の労働観が生まれてきたようにも思えます（稲盛和夫：働き方-24）※2。

このように年休は、西洋の発想ということができるのです。

※1 国際労働機関「International Labor Organization」の略。国際連盟の一機構で、各国政府に労働条件の改善、社会福祉向上に関する勧告・指導を行います。

※2 昭 7.1 生まれ、京セラ・第二電電（現・KDDI）の創業者。昭 34 に京都で労働者 8 人を引き連れ創業、一代で京セラを大企業に育てた。

### 2 年休の意義

年休の意義は以下のとおりです（菅野和夫：法律学講座双書労働法第 11 版-529）。つまり、これを活用して健康維持、元気回復、知識獲得をして「企業へ還元」するものなのです。

- (1) 所定休日以外での疲労回復、休養
- (2) 家族行事・娯楽等による気分転換
- (3) 自己研鑽

### 3 労働観

再び稲盛著を引用すると、日本には西洋のような労働観はなく、働くことは、喜びや誇り、生き甲斐を与えてくれる、尊厳ある行為だと考えられてきたのです。働くことは、技を磨くのみならず、心を磨く修行でもあり、自己実現や人間形成に通じる「精進」の場であるとする、深みのある労働観、人生観を多くの日本人が持っています。

しかし近年、社会の西洋化に伴い、生活の糧を得るために働くという、いわば「労

働」を必要悪ととらえるように変貌してきました。そのために多くの日本人が、労働を単につらく苦しいだけのものとして、忌み嫌うようになってしまったのです。

#### 4 西洋化の毒

労働基準法の改正により、平 31.4 から、年 10 日以上 of 年休付与がされる労働者には、年 5 日の年休取得が事業主の義務となりました (罰則付)。

更に、少子化社会対策大綱 (令 2.5.29 閣議決定) など、令 7 までに年休取得率を 70% とする目標が掲げられています。ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、企業等が自社の状況や課題を踏まえ、年休を取得しやすい環境づくりを継続して行っていくことが重要とします (厚生労働省: 令 4.9.30 「10 月は「年次有給休暇取得促進期間」より)。

当職は、年休制度及びワーク・ライフ・バランスの実現を肯定しています。しかし、年休を 5 日以上取得しなかったらその瞬間に違法、十把一絡げに 70% とは、日本の労働観に反するとともに、かつ、この人手不足の時代に逆行しており、前記はいずれも行き過ぎと言わざるを得ず、軌道修正をすべきです。

仕事が好きで、ある発明・研究に没頭、技術開発・承継のために年休取得どころではないといったこともあるのです。過重労働を主張するものではありませんし、所定休日があるので、休暇が零ではありません。

#### 5 不適切な年休取得

自己都合退職日から逆算して年休の残日数分を申請することがあります。これは、2 の年休の意義及び前項から、適切とは言い難いのです。病気等の特段の事情があればともかく、これでは企業へ還元することはできません。まさしく、労働は罰との否定的な運用です。ただし、現状では違法とも言い難い問題です。

年休は、基本的に自由利用で、活用方法を指示することはできないものの、意義を理解することで行動は変わり得ます。

当職は、社会保険労務士となるために日本年金機構を自己都合退職、年休残日数は 30 日以上ありましたが、退職日まで出勤しており、肯定的な思い出です。

#### 6 仲間・企業・国

帝国大学工科大学 (現東大工学部) の初代学長古市公威<sup>こうい</sup>は、明 8 にフランス留学し、猛烈な勉強ぶりで、下宿のおばさんから「少しは休みなさい」と言われたところ、「自分が 1 日休むと日本が 1 日遅れます」と励みました。古市だけではなく、ものすごい数の古市がいたから日本はあっという間に欧米に追いつけたのです (百田尚樹・有本香: 日本国紀の副読本 学校が教えない日本史-138)。

結局のところ、日本の歴史に学ぶこと、仲間を思いやり、企業に貢献する、国を愛する意識が各人の根底にあるべきです。

現在、日本は国家存亡の危機にあるとの主張があり、その認識は正しいと思います。前記が健全ならば乗り越えることができます。